

# 埼玉県建築工事に伴う現場発生材の取扱い要領

制定 昭和62年 4月1日  
改定 平成 8年 5月1日  
改定 平成17年10月1日  
改定 平成23年 4月1日  
改定 平成29年 4月1日

## 第1 現場発生材の定義

現場発生材とは、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する工事（以下「工事」という。）に伴い工事現場に発生した次のようなもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱で指定されたものは除く。）をいう。

- (1) コンクリート二次製品
- (2) 砂利、栗石、野面石等
- (3) 鋼材及び金物類
- (4) 機器類

## 第2 現場発生材の管理

現場発生材の管理に関する事務は、工事を担当する課又は所において行うものとする。

## 第3 現場発生材の処理

- 1 監督員は、受注者から現場発生材について、様式第1号の現場発生材報告書を提出させ、これを確認のうえ、埼玉県財務規則（以下「規則」という。）様式第134号の材料品出納簿に記入し、課（所）長に報告しなければならない。  
課（所）長は、上記の報告を受けたときは、規則第176条に基づく物品出納の通知を行うものとする。
- 2 請負施工以外の工事により現場発生材が生じた場合は、監督員は規則様式第134号の材料品出納簿に記入し、課（所）長に報告しなければならない。  
課（所）長は、上記の報告を受けたときは、規則第176条に基づく物品出納の通知を行うものとする。
- 3 出納員又は分任出納員は、監督員から引継ぎを受けた現場発生材が老朽及び破損が著しいため、その本来の用途に供することができないと認められる場合は、規則第189条により不用決定を行い、譲与、売払い又は廃棄の手続きをとらなければならない。

- 4 他の部から執行委任を受けて実施する工事の施工に伴う現場発生材は様式第2号の現場発生材引渡書により、当該財産の管理者に引渡さなければならない。

#### 第4 現場発生材の処理の特例

監督員は、現場発生材の処理については、次に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず課（所）長に対する報告を省略することができる。

- (1) 現場発生材を、指定した捨場に処分することを設計図書に明記している場合。
- (2) 現場発生材を、当該工事の施工業者が自由処分できることを設計図書に明記している場合。

#### 第5 不用決定の基準

現場発生材の不用決定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 老朽及び破損等が著しいため利用価値がなくなったと認められる場合。
- (2) 現在及び将来とも使用する見込がないと認められるもので、他に保管転換等適切な処理をすることができない場合。
- (3) 保管場所がないため引き続き保管することができない場合。

##### 附則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

##### 附則

この要領は、平成8年5月1日から施行する。

##### 附則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

##### 附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

##### 附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。